石島会計メモ

２０２５年６月号

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者　石島慎二郎

税務会計の基礎・保険金

保険金を受けたとき

個人が保険金を受領したとき、税金がかかる場合があります。何の税金かというと、「所得税・住民税」の場合もあれば、「相続税」の場合もあり、さらに「贈与税」となる場合もあります。どの税金かは、契約者（保険料の負担者)、被保険者、保険金受取人の関係などによって異なります。

死亡保険金を受け取った場合

被保険者が死亡し保険金を受領すると、次のような課税関係になります。

【死亡保険金を受け取った場合の課税関係の例】

パターン	保険料負担者 （契約者）	被保険者	保険金受取人	税金の種類
①	父	父	子 （相続人）	相続税 （非課税枠あり）
②	父	父	孫 （相続人以外）	相続税 （非課税枠なし）
③	父	母	父	所得税・住民税
④	父	母	子	贈与税

パターン①および②　保険料負担者＝被保険者の場合

税金は、「相続税」となります。保険料負担者が自分を被保険者としており、被保険者が亡くなることによって支払われる保険金は、相続財産として扱われ相続税が課されるのです。保険金受取人が相続人に該当する場合は、相続税の計算上、相続人数×500 万円の非課税枠がありますが、相続人以外が受取人の場合、この非課税枠はないという違いがあります。

パターン③　保険料負担者＝保険金受取人の場合

税金は、「所得税・住民税」となります。保険料を自分で負担し、自分で保険金を受け取りますから、自分の所得とされるのです。死亡保険金を一括で受領したときは「一時所得」、分割（年金）で受け取った場合は「雑所得」となります。

一時所得＝（受取保険金額－払込保険料－50 万円）×1/2

雑所得　＝受取年金額－払込保険料相当額

パターン④　保険料負担者≠被保険者≠保険金受取人の場合

税金は、「贈与税」となります。保険金受取人は何ら保険料負担することなく保険金を受け取っており、保険料負担者（契約者）から保険金受取人に対する贈与と扱われるためです。

満期保険金を受け取った場合

上記は被保険者が死亡した場合の保険金でしたが、保険事故が起こらずに満期を迎えた場合は次のようになります。

【満期保険金を受け取った場合の課税関係の例】

パターン	保険料負担者（契約者）	保険金受取人	税金の種類
①	父	父	所得税・住民税
②	父	母	贈与税

パターン①　保険料負担者＝保険金受取人の場合

税金は、「所得税・住民税」となります。保険料負担者が自ら保険料を支払い自ら保険金を受け取るだけなので、自分の所得として税金を負担します。

パターン②　保険料負担者≠保険金受取人の場合

税金は、「贈与税」となります。保険料を何ら負担していない受取人が保険料収入を得るため、保険料負担者から保険金受取人への贈与とされます。

まとめ

このように、保険金受領時の課税は保険金の種類と契約者・被保険者・受取人の関係性により多様なパターンがあります。石島会計では保険代理店登録もしておりますので、契約や見直しでご不安あればご相談ください。